

3	取組項目 ii	重要幹線街路整備事業(公共)	—	984,541	67	—	道路利用者	都市の競争力を高める魅力あるまちづくりを推進するために、都市内の交通渋滞の解消及び歩行者の安全性を確保する街路整備事業を実施した(R元:3路線、R2:3路線)	活動指標	整備路線数(路線)	4	3	75%	●事業の成果 ・令和元年度について、整備延長360mの供用開始を行い、1箇所の交差点改良及び720mの歩道が整備され、交通混雑の解消及び歩行者の安全確保に寄与した。	○				
		道路建設課		1,241,365	116	—					3	3	100%						
				2,676,854	197	—					0	0	100%						
4	取組項目 ii	重要幹線街路整備事業(単独)	—	345,937	53	28,433	道路利用者	都市の競争力を高める魅力あるまちづくりを推進するために、都市内の交通渋滞の解消及び歩行者の安全性を確保する街路整備事業を実施した(R元:4路線、R2:3路線)	活動指標	整備路線数(路線)	4	4	100%			●事業の成果 ・令和元年度については、2町の調査を行い、都市計画の変更の有無の判断がなされた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・人口や産業、土地利用などの把握により、土地利用の規制誘導等、都市政策の適切な見直しに活用することができた。	○		
		道路建設課		377,537	18	36,323					4	4	100%						
				254,057	197	31,103					0	0	100%						
5	取組項目 iii	都市対策費(基礎調査)	—	6,318	3,159	800	都市計画区域	社会経済情勢の変化等に対応し、適切な都市計画の見直しを行うため、都市計画区域について、人口や産業、土地利用などの現状と見直しについて調査を行った。(H30:1市、R1:2町)	活動指標	調査を実施した市町(市町)	1	1	100%					●事業の成果 ・令和元年度については、2町の調査を行い、都市計画の変更の有無の判断がなされた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・人口や産業、土地利用などの把握により、土地利用の規制誘導等、都市政策の適切な見直しに活用することができた。	○
		都市政策課		9,515	4,757	797					2	2	100%						
				23,346	11,673	798					0	0	100%						
		根拠法令		—	—	—	根拠法令	都市計画法第6条	成果指標	交差点整備箇所数(箇所)	1	1	100%						
		3		3	100%														
		2		2	100%														

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	<p>増え続ける空き家が活用されるための仕組みづくり</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 令和元年度は、五島市において空き家活用団体が認定され、空き家の掘り起しや空き家所有者に向けた情報発信等が行われたが、市における内部調整等に時間を要したため、空き活用団体の認定が当初予定より遅れ、空き家の活用に至っていない。 また、空き家活用団体が認定されたが全国でも初の取組であり、地域住民や移住希望者の認知度が低いと見られ、今後、空き家活用団体の認知・定着を図っていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 市、空き家活用団体と更なる連携を図り、空き家所有者や移住希望者に向けて、空き家を活用したDIYイベント等を開催し、空き家活用団体の認知と空き家の利活用の可能性について情報発信を行い、移住希望者の移住・定住と空き家の利活用を促進する。 また、令和2年度においては壱岐市、島原市、南島原市、雲仙市においても、新規事業着手を予定しており、五島市を先行モデルとし横展開を図ることで、早期の空き家活用団体の認定と事業着手させ、円滑な事業実施を促進する。</p>
ii	<p>街路事業の推進による都市基盤の整備と市街地再開発事業の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 令和元年度については、街路事業4路線の整備、1路線の維持管理を行っている。 本県全体(市町道含む)の用途地域内(市街地部)における1平方kmあたりの都市計画道路の整備済み延長は1.68kmで九州7県で6番目の水準であり、これまで国庫補助事業と一体となって効率的に整備を進めてきている。近年、都市内の交通混雑の慢性化や歩行者の安全確保、都市構造の基本理念として掲げている集約型の都市づくりを推進するためにも都市計画道路の整備を今後も進めていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 現在の厳しい財政状況や国庫補助事業の予算減の中で整備を推進していくために、地域住民等のニーズを踏まえ、事業箇所の「選択」と「集中」により重点化を図るとともに、将来の維持管理費を低減させるために、維持管理部門と十分な調整を図りながら、整備を進める。</p>

iii 都市計画基礎調査の実施	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>都市計画基礎調査については、法で定められている調査項目に従い調査を行っている。都市計画の見直しを行うために必要な基礎資料が得られており、調査結果に基づいた都市計画の変更の有無の判断が適切に実施できている。長崎県が掲げるコンパクトシティ実現のため、調査自治体が抱える問題を解決するための調査となるよう活用していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>事前に関係自治体と情報共有を実施し、都市計画に係る問題解決に向けて調査項目条件等の精査を行い、調査結果に反映させる。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i, ii	市街地再開発事業等補助金 住宅課	—	—	民間事業者により、都市における土地の合理化かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図るため、適切な事業計画や設計が行われており、現行以上の成果を図る手法はないと判断される。	現状維持
2	取組項目 i	移住者向け住宅確保加速化支援事業 住宅課	移住希望者の移住・定住と空き家の利活用を促進させるため、五島市を先行モデルとし、壱岐市、島原市、南島原市、雲仙市において、新規事業着手を予定している。 また、移住希望者へ改めてニーズ調査を行い、「住宅兼店舗」への改修についても、補助対象へと拡充した。	③、④	市、空き家活用団体と更なる連携を図り、空き家所有者や移住希望者に向けて、空き家を活用したDIYイベント等を開催し、空き家活用団体の認知と空き家の利活用の可能性について情報発信を行い、移住希望者の移住・定住と空き家の利活用を促進する。	改善
4	取組項目 ii	重要幹線街路整備事業(単独) 道路建設課	—	—	街路事業の推進については、効率性、有効性の観点から、供用開始が早期に図れるよう国庫補助事業と一体となって整備を進め、新規路線の調査、事業用地の維持管理を行っており、現行以上の成果を得る手法はないと判断される。	現状維持
5	取組項目 iii	都市対策費(基礎調査) 都市政策課	—	—	都市計画基礎調査については、都市計画の見直しを行うために必要な基礎資料が得られており、調査結果に基づいた都市計画の変更の有無の判断が適切に実施できている。法に定められた調査項目を実施しており、現行以上の少ない業務量で成果を得る手法はないと判断される。	現状維持

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていますか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点